

平成30年度鳥取県総合情報誌『とっとりNOW』企画制作業務
プロポーザル選考実施要領

鳥取県総合情報誌『とっとりNOW』企画制作業務の実施に当たって、プロポーザル方式によって下記のとおり業務の受託業者を選考する。

記

1 業務の概要

(1) 業務名

平成30年度鳥取県総合情報誌『とっとりNOW』企画制作業務

(2) 委託上限額

4,186,080円（うち消費税及び地方消費税の額310,080円）

※120号（12月1日発行号）及び121号（3月1日発行号）各9,000部

※1号当たり2,093,040円（うち消費税及び地方消費税の額155,040円）

(3) 契約期間

別途協議する契約日（平成30年7月中旬～8月中旬）から平成31年3月31日まで。
ただし、この期間において業務を支障なく実施し、鳥取県総合情報誌『とっとりNOW』の発行が継続され、かつ、発行に係る諸条件に変更がないときは、契約額に係る協議を経て契約期間を1年の範囲内で更新するものとする。

(4) 業務の目的

鳥取県総合情報誌『とっとりNOW』を発行することによって、鳥取県の優れた個性と魅力を県内外に広く発信し、鳥取県のイメージアップを図る。

(5) 業務の内容

ア 取材・撮影

イ テキスト作成

ウ デザイン・レイアウト

エ 広告営業 ※ 詳細は仕様書（別紙）のとおり。

2 プロポーザルの募集方法及び参加者に要求される事項

(1) 募集方法

公募型とする。

(2) 参加者に要求される事項

ア 参加届の提出

この指名型プロポーザル選考に参加する者（以下「参加者」という。）にあつては、

平成30年5月21日(月)午後3時までに、参加届(様式1)を提出すること。

イ 提出期限等

参加者は、4に示す提出物を平成30年6月13日(水)午後3時までに提出すること。
なお、提出された提出物は返却しない。

ウ その他

書類審査のみ。プレゼンテーションは実施しない。

3 参加資格要件

参加者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 鳥取県内に本社、支社、営業所その他の営業の拠点を有し、鳥取県広報連絡協議会との
対面協議に支障がない者であること。

(2) 取材、撮影、レイアウト等を短時間に併行して行うことから、所属または専属のデザイ
ナーがいること。

(3) 鳥取県の指名競争入札参加資格を有すること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で
あること。

イ 平成30年4月20日(金)から本件業務の提出物の提出の日までの間のいずれの日
においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付
出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成30年4月20日(金)〔施行日〕から本件業務の提出物の提出の日までの間のい
ずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続
開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による
再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) その他条件

▽基本的に午前9時～午後5時の連絡が可能なこと。

▽メインのデザイナーは極力、参加者(制作会社)の社員であること。

※メインデザイナーと直接やりとりしたいため。

▽メイン以外のサブデザイナーは外部の者でも可。

※特に「巻頭特集・特集」などは、ラフ段階でメインデザイナーと直接打ち合わせする必
要があるため

▽取材には基本的に同行し、参加者(制作会社)の車で編集者を送迎すること。

(一部、場所により例外もあり)

▽撮影現場では基本的に参加者(制作会社)担当者が撮影ディレクションを行うこと。

※編集者は基本的にライターとともに取材対象者に話を聞くため。

▽取材時に関わる費用の負担をすること。

※体験ものの取材費用、施設内などの入場費用、料理撮影などで料金が発生する場合、取材関係者（当会含む）の昼食費用（終日取材の場合）など

4 提出物作成要領

(1) 提出物の作成

提出物は、次のとおりとする。

ア 提案書 『とっとりNOW』制作への取り組み方針

鳥取県総合情報誌『とっとりNOW』（以下「NOW」という。）の制作について、その基本的な考え方、制作に当たっての取り組み方針等をまとめる。

※A4縦1枚（1行40字程度、行数35行程度）

イ 課題作品

NOW第93号の巻頭特集「光る民藝の巨星」（8頁）及び第92号特集「地域の夢
醸造、どぶろくで発進」（5頁→6頁）の2種類のレイアウトを作製すること。

▽後者は現在の5頁を6頁に変更してレイアウト。

※写真及びテキストのデータは、参加届受領後に別途提供。

※A3横（見開き頁）フルカラーとし、プリントアウトした6部とPDFデータを記録したCD-ROM（1枚）を提出すること。

▽見出しは変更も可能。

▽文字は縦書きを基本とするが、コラムなど補完的な横書きの混在を認める。

▽写真キャプションがあるものには入れる。

▽写真は取捨選択、拡大縮小、トリミング等を認める。

ウ 担当デザイナーの作成ロゴ

▽今回担当するデザイナーが過去に制作したロゴ（※）3～5種類（NOW関連以外）をA4用紙1枚に数種類、貼り付けで提出。

※ロゴ＝ロゴマークではなく、コーナータイトルロゴ（NOWの例：「生きものセンサー365」「きらり匠人」「Viva! とっとりLIFE」など）

エ 会社概要

NOWの制作に当たって支障がないことが分かるように記載されていること。所属又は専属デザイナーの略歴、業務実績を必ず記載する。様式を問わず、既存のものでも可能。

オ 見積書

内訳は、取材制作費、広告料収入及び消費税とし、算出根拠を記載すること。

・委託業務に含まれる広告営業によって発生した収入を広告料収入として、所要経費か

ら減額すること。なお、この減額後の額が委託上限額以下とならなければならない。

カ その他

類似業務において所属又は担当デザイナーがこれまでに作製した作品等、委託業務を実施する能力を証することのできる資料を提出すること。

(2) 提出物の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁広報課内）
鳥取県広報連絡協議会 『とっとりNOW』プロポーザル選考係
電話：0857-26-7086 ファクシミリ：0857-29-6621

(3) 質問の受付

このプロポーザル選考に係る説明会は実施しない。質問がある場合、平成30年5月21日(月)午後3時までに、鳥取県広報連絡協議会の電子メールアドレス(now@kouhouren.jp)に提出する。なお、質問及び回答の内容は、質問者を伏せて参加者に公開する場合がある。

(4) 参加費用

プロポーザル選考への参加に係る費用として、各参加者に2万円を支払うものとする。

5 審査会の設置

(1) 審査会の名称

平成30年度鳥取県総合情報誌『とっとりNOW』企画制作業務プロポーザル選考審査会

(2) 構成人数 5名

(3) 審査の進め方

あらかじめ提出された提出物を審査要領に基づいて審査し、当日協議する。

6 審査要領

(1) 審査基準

提案内容について、次の項目を審査する。

ア 取組方針（提案書）

・基本的な考え方、制作に当たっての取組方針が適切で意欲が感じられるか。

イ 組織体制（企業概要）

・制作に当たって支障がないか。

→ 著しく支障があると認められる場合は、審査の対象外とする。

（例）前掲「3 参加資格要件」を満たさない場合

ウ 技術&デザインセンス（課題作品）

・フォントの選択・見出しの使い方・文章の流し方

・写真の配置・カラー・段組み・全体のバランス など

エ 経費（見積書）

- ・委託上限額以下。※委託上限額を超えている場合は審査対象外とする。

（2）審査方法

各審査委員が審査表に基づいて個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行うとともに、順位点の方法による採点を行い、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先する。また、同点の参加者が複数となった場合には、審査委員の意見交換及び多数決で順位を決定する。

（3）契約の締結

ア （1）及び（2）により最も優れた順位を得た者と契約締結の協議を行う。この協議は、企画提案の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更を含む。

イ 協議が不調のときは、順位付けの結果が上位の者から順に契約の締結協議を行う。

ウ 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

② 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

7 審査結果の通知・公表

審査結果の通知は、平成30年7月11日（水）を目処に文書で参加者全員に通知する。通知の内容のうち審査結果については、すべての参加者の順位及び得点とする。ただし、参加者名については、最高順位の参加者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

8 全体スケジュール

- 4月20日（金）参加者募集開始〔施行日〕
- 5月21日（月）参加届提出期限・質問受付期限
- 6月13日（水）提出物の提出期限
- 6月20日（水）審査委員への書類提出
- 7月 4日（水）審査会
- 7月11日（水）審査結果通知・契約締結協議開始

9 そ の 他

（1）提出物の無効

- ア 会社概要その他について、虚偽の記載がなされた提出物は無効とする。
- イ 4（1）の提出物の作成要件を満たしていない提出物は無効とする。ただし、正当な理由があると認められる場合についてはこの限りではない。

（2）参加者の失格

- ア 審査委員又はその予定者に対し、本プロポーザル選考に関し働きかけを行った者は、企画提案書等の内容にかかわらず失格とする。
- イ 提出物の期限日時を過ぎた場合は失格とする。

（3）著作権の取扱

- ア 選定された者の提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては参加者に帰属するものとする。
- イ 選定されなかった参加者の提案書に係る著作権は、参加者に帰属するものとする。
- ウ 県は参加者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。ただし、選定された者の提案書に係る著作権に対する対価については、契約金額に含むものとする。

以 上